

国不建第189号
国不建整第185号
国自貨第807号
令和6年3月26日

全日本トラック協会会長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
物流・自動車局 貨物流通事業課長

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約8%の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2割）の設定

等が盛り込まれたところです。

これを踏まえ、別添1～4のとおり、建設業者団体、各府省庁、地方公共団体、主要民間団体に対し、適切に対応するよう通知を行いましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体におかれましても、建設資材や建設副産物等の運搬について建設業者と契約を締結する際には、本改定を踏まえた見積りの提出や契約締結など適切な対応を行っていただきますよう、会員企業に対して周知を宜しくお願いします。

【別添 1】

国不建第180号
国不建整第181号
国自貨第804号
令和6年3月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
物流・自動車局 貨物流通事業課長

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約8%の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2割）の設定

等が盛り込まれたところです（別紙1参照）。

また、国土交通省が令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前年の単価と比べ、運転手（一般）の全国平均が7.2%の上昇（単純平均の伸び率）となったところです。

つきましては、貴団体の会員企業が請け負う工事について、下記のとおり、これらの改定を踏まえた適切な対応を行っていただきますよう、会員企業に対して周知を宜しく願います。

なお、別添1～4のとおり、各府省庁、地方公共団体、主要民間団体、貨物自動車運送事業者団体にも通知しておりますので、参考までに送付いたします。

記

1. 建設資材や建設副産物等の運搬について、トラック事業者と契約を締結する際には、改定後の「標準的な運賃」を参考指標とし、適正な契約を締結すること。

なお、荷主が違反原因行為（トラック事業者が貨物自動車運送事業法令に違反する原因となるおそれのある行為）をしている疑いがある場合には、貨物自動車運送事業法附

則第1条の2に基づき、国土交通大臣が要請、勧告及び公表を行うことができることとされているところである。

2. 元請業者においては、トラック事業者による建設資材や建設副産物等の運搬に係る経費について、「標準的な運賃」の改定や公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、市場における取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても適正な価格で締結することを要請する等、現場を支える労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。

なお、建設資材や建設副産物等を運搬する経費は、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることに留意すること。

3. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会)(以下「本指針」という。)において、発注者及び受注者がそれぞれ採るべき行動／求められる行動が12の行動指針として取りまとめられているところであり、建設会社が建設資材や建設副産物等の運搬等を含む契約を締結する際には、当該契約に係る発注者として、本指針に掲げられた行動を採ることが求められていることに留意すること。特に、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、本指針に示されている通り、改定後の「標準的な運賃」または公共工事設計労務単価等の公表資料に基づくものとするとともに、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明するよう求められていることに留意すること(別紙2参照)。

なお、本指針においては、「発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく」とされているところである。

4. 今般、貨物自動車運送事業法第10条第3項等に基づき国土交通大臣が公示している「標準貨物自動車運送約款」が改定され、運送を申込み者、運送を引受けるトラック事業者は、それぞれ運賃、料金、附帯業務等の契約条件を記載した書面(電磁的方法を含む。)を相互に交付する旨が規定されたところ(別紙3参照)、トラック事業者と契約を締結する際には、書面により当該契約条件の明確化が図られるよう努めること。

【別添 2】

事務連絡
令和 6 年 3 月 26 日

各府省庁主管担当課長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
物流・自動車局 貨物流通事業課長

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約 8 % の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2 割）の設定

等が盛り込まれたところです（別紙 1 参照）。

また、国土交通省が令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価は、前年の単価と比べ、運転手（一般）の全国平均が 7.2 % の上昇（単純平均の伸び率）となったところです。

これらを踏まえ、今般、建設業者団体に対して別添 1 のとおり、

- ・ 建設資材や建設副産物等の運搬について、トラック事業者と契約を締結する際には、改定後の「標準的な運賃」を参考指標とし、適正な契約を締結すること
- ・ 元請業者においては、トラック事業者による建設資材や建設副産物等の運搬に係る経費について、「標準的な運賃」の改定や公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、市場における取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても適正な価格で締結することを要請する等、現場を支える労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月、内閣官房及び公正取引委員会）において、発注者及び受注者がそれぞれ採るべき行動／求められる行動が 12 の行動指針として取りまとめられているところであり、建設会社が建設資材や建設副産物等の運搬等を含む契約を締結する際には、当該契約に係る発注者として、本指針に掲げられた行動を採ることが求められていることに留意すること（別紙 2 参照）
- ・ 今般、貨物自動車運送事業法第 10 条第 3 項等に基づき国土交通大臣が公示している「標

準貨物自動車運送約款」が改定されたことを踏まえ（別紙3参照）、トラック事業者と契約を締結する際には、書面により運賃、料金、附帯業務等の契約条件の明確化が図られるよう努めること
をお願いしたところですのでお知らせします。

なお、各府省庁が発注者である工事における燃料費等の物価上昇等への対応につきましては、引き続き「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第53号）に基づき、最新の取引価格を適正に反映した請負代金の設定などの対応を講じていただくようお願いいたします。

加えて、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和6年2月16日事務連絡）に基づき、引き続き、適正な賃金水準の確保を促していただきますようお願いいたします。

独立行政法人、特殊法人等を所管する各府省庁におかれては、所管法人に対しても、本事務連絡の周知をお願いします。

なお、別添2～4のとおり、地方公共団体、主要民間団体、貨物自動車運送事業者団体にも通知しておりますので、参考までに送付いたします。

【別添 3】

国不建第181号
国不建整第182号
国自貨第805号
令和6年3月26日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
物流・自動車局 貨物流通事業課長

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約8%の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2割）の設定

等が盛り込まれたところです（別紙1参照）。

また、国土交通省が令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前年の単価と比べ、運転手（一般）の全国平均が7.2%の上昇（単純平均の伸び率）となったところです。

これらを踏まえ、今般、建設業者団体に対して別添1のとおり、

- ・ 建設資材や建設副産物等の運搬について、トラック事業者と契約を締結する際には、改定後の「標準的な運賃」を参考指標とし、適正な契約を締結すること
- ・ 元請業者においては、トラック事業者による建設資材や建設副産物等の運搬に係る経費について、「標準的な運賃」の改定や公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、市場における取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても適正な価格で締結することを要請する等、現場を支える労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会）において、発注者及び受注者がそれぞれ採るべき行動／求められる行動が12の行動指針として取りまとめられているところであり、建設会社が建設資材や建

設副産物等の運搬等を含む契約を締結する際には、当該契約に係る発注者として、本指針に掲げられた行動を採ることが求められていることに留意すること（別紙２参照）

- ・今般、貨物自動車運送事業法第 10 条第 3 項等に基づき国土交通大臣が公示している「標準貨物自動車運送約款」が改定されたことを踏まえ（別紙３参照）、トラック事業者と契約を締結する際には、書面により運賃、料金、附帯業務等の契約条件の明確化が図られるよう努めること

をお願いしたところですのでお知らせします。

なお、貴都道府県及び貴指定都市が発注者である工事における燃料費等の物価上昇等への対応につきましては、引き続き「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和４年４月 26 日国不建第 54 号）に基づき、最新の取引価格を適正に反映した請負代金の設定などの対応を講じていただくようお願いいたします。

加えて、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和 6 年 2 月 16 日国不入企第 34 号）に基づき、引き続き、新労務単価の早期活用をはじめとする措置を講じることにより、適正な賃金水準の確保を促していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知の周知をお願いします。

なお、別添 2～4 のとおり、各府省庁、主要民間団体、貨物自動車運送事業者団体にも通知しておりますので、参考までに送付いたします。

【別添 4】

国不建第182号
国不建整第183号
国自貨第806号
令和6年3月26日

主要民間団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
物流・自動車局 貨物流通事業課長

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約8%の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2割）の設定

等が盛り込まれたところです（別紙1参照）。

また、国土交通省が令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前年の単価と比べ、運転手（一般）の全国平均が7.2%の上昇（単純平均の伸び率）となったところです。

これらを踏まえ、今般、建設業者団体に対して別添1のとおり、

- ・ 建設資材や建設副産物等の運搬について、トラック事業者と契約を締結する際には、改定後の「標準的な運賃」を参考指標とし、適正な契約を締結すること
- ・ 元請業者においては、トラック事業者による建設資材や建設副産物等の運搬に係る経費について、「標準的な運賃」の改定や公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、市場における取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても適正な価格で締結することを要請する等、現場を支える労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会）において、発注者及び受注者がそれぞれ採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめられているところであり、建設会社が建設資材や建設副産物等の運搬等を含む契約を締結する際には、当該契約に係る発注者として、本指

針に掲げられた行動を採ることが求められていることに留意すること（別紙 2 参照）

- ・今般、貨物自動車運送事業法第 10 条第 3 項等に基づき国土交通大臣が公示している「標準貨物自動車運送約款」が改定されたことを踏まえ（別紙 3 参照）、トラック事業者と契約を締結する際には、書面により運賃、料金、附帯業務等の契約条件の明確化が図られるよう努めること

をお願いしたところですのでお知らせします。

なお、貴団体の会員企業が発注者である工事における燃料費等の物価上昇等への対応につきましては、引き続き「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和 4 年 4 月 26 日国不建第 55 号）に基づき、最新の取引価格を適正に反映した請負代金の設定などの対応を講じていただくよう、会員企業に対して周知をお願いいたします。

加えて、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和 6 年 2 月 16 日国不入企第 36 号）に基づき、引き続き、適正な賃金水準の確保を促していただきますよう、会員企業に対して周知徹底方よろしく申し上げます。

なお、別添 2～4 のとおり、各府省庁、地方公共団体、貨物自動車運送事業者団体にも通知しておりますので、参考までに送付いたします。

「標準的な運賃」のポイント

- 平成30年貨物自動車運送事業法により、事業者が自社の適正な運賃を算出し、**荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標**として活用いただくための「標準的な運賃」制度を創設。
- 令和2年4月に告示した「標準的な運賃」では、**運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年**、一般的な利潤（自己資本金の10%）などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- 運送事業者が**自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要**。

「標準的な運賃」のイメージ

【距離制運賃】

関東運輸局 (単位：円)				
車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,770	

【時間制運賃】

50km	23, 040	26, 480	33, 7
200km	50, 270	57, 860	74, 8
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3, 630	4, 140	5, 37
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9, 070	10, 360	13, 4

Ⅱ 時間制運賃表 (単位：円)							
種 別		車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
		局 別					
基 礎	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
額	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130

料金等

- ◆ 割増 ⇒ 冷蔵・冷凍車、休日、深夜・早朝の割増を設定
- ◆ 待機時間料 ⇒ 30分を超える場合に30分ごとの金額を設定
- ◆ 積込料、取卸料、附帯業務料 ⇒ 積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合に、運賃とは別に料金として収受
- ◆ 実費 ⇒ 有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合に、運賃とは別に実費として収受
- ◆ 燃料サーチャージ ⇒ 算出方法を設定

導入のプロセス

STEP 1 標準的な運賃制度を理解する

STEP 2 自社で運賃を計算する

STEP 3 荷主と運賃を交渉する

STEP 4 運賃の事後届出を行う

届出率：58.3%
(令和6年1月末時点)

運賃交渉を行ったトラック事業者：約69%
うち、荷主から一定の理解を得られた事業者：約63%
⇒ 事業者全体のうち運賃交渉について荷主から一定の理解を得られた事業者は約43%
(出典) 国土交通省「標準的な運賃に係る実態調査（令和4年度）」

○国土交通省告示第二百九号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）附則第一条の三第一項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。なお、令和二年国土交通省告示第五百七十五号（一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件）及び令和五年国土交通省告示第四百七十七号（一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（燃料サーチャージの算出方法等）を定めた件）は廃止する。

令和六年三月二十二日

国土交通大臣 宮藤 鉄夫

I 距離制運賃表

北海道運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2tクラス）	中型車 （4tクラス）	大型車 （10tクラス）	トレーラー （20tクラス）
10km	13,220	15,340	20,190	25,740
20km	14,930	17,340	23,000	29,550
30km	16,640	19,340	25,810	33,350
40km	18,340	21,340	28,620	37,160
50km	20,050	23,330	31,430	40,960
60km	21,760	25,330	34,240	44,770
70km	23,470	27,330	37,040	48,570
80km	25,180	29,330	39,850	52,380
90km	26,890	31,330	42,660	56,180
100km	28,600	33,330	45,470	59,990
110km	30,290	35,280	48,170	63,640
120km	31,980	37,230	50,870	67,290
130km	33,670	39,180	53,580	70,940
140km	35,360	41,140	56,280	74,590
150km	37,050	43,090	58,980	78,240
160km	38,730	45,040	61,680	81,890
170km	40,420	47,000	64,380	85,540
180km	42,110	48,950	67,080	89,190
190km	43,800	50,900	69,790	92,840
200km	45,490	52,850	72,490	96,490
200kmを超えて500km				

東北運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2tクラス）	中型車 （4tクラス）	大型車 （10tクラス）	トレーラー （20tクラス）
10km	13,180	15,360	19,930	25,570
20km	14,890	17,360	22,720	29,350
30km	16,590	19,360	25,500	33,130
40km	18,290	21,350	28,280	36,920
50km	19,990	23,350	31,060	40,700
60km	21,700	25,340	33,840	44,480
70km	23,400	27,340	36,630	48,260
80km	25,100	29,340	39,410	52,040
90km	26,800	31,330	42,190	55,820
100km	28,510	33,330	44,970	59,600
110km	30,190	35,280	47,650	63,230
120km	31,870	37,230	50,330	66,860
130km	33,550	39,180	53,010	70,490
140km	35,230	41,120	55,690	74,120
150km	36,910	43,070	58,360	77,740
160km	38,600	45,020	61,040	81,370
170km	40,280	46,970	63,720	85,000
180km	41,960	48,920	66,400	88,630
190km	43,640	50,870	69,080	92,260
200km	45,320	52,820	71,760	95,890
200kmを超えて500km				

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,350	3,860	5,310	7,170
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8,380	9,650	13,270	17,920

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,340	3,850	5,260	7,120
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8,340	9,630	13,160	17,810

関東運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (２tクラス)	中型車 (４tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
40km	21,550	24,890	32,200	41,320
50km	23,480	27,130	35,250	45,400
60km	25,400	29,360	38,300	49,480
70km	27,320	31,590	41,340	53,570
80km	29,240	33,830	44,390	57,650
90km	31,160	36,060	47,440	61,730
100km	33,080	38,290	50,480	65,810
110km	35,010	40,500	53,450	69,770
120km	36,930	42,710	56,410	73,720
130km	38,850	44,920	59,370	77,680
140km	40,770	47,120	62,330	81,640
150km	42,690	49,330	65,300	85,590
160km	44,620	51,540	68,260	89,550
170km	46,540	53,740	71,220	93,500
180km	48,460	55,950	74,190	97,460
190km	50,380	58,160	77,150	101,420
200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて500km				

北陸信越運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (２tクラス)	中型車 (４tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,800	15,900	20,690	26,240
20km	15,550	17,940	23,530	30,070
30km	17,310	19,980	26,380	33,910
40km	19,060	22,020	29,220	37,740
50km	20,810	24,060	32,060	41,580
60km	22,560	26,100	34,900	45,410
70km	24,310	28,140	37,750	49,240
80km	26,070	30,180	40,590	53,080
90km	27,820	32,220	43,430	56,910
100km	29,570	34,260	46,270	60,740
110km	31,310	36,260	49,020	64,430
120km	33,040	38,260	51,760	68,120
130km	34,780	40,250	54,500	71,810
140km	36,510	42,250	57,240	75,500
150km	38,250	44,250	59,990	79,190
160km	39,980	46,250	62,730	82,880
170km	41,720	48,250	65,470	86,570
180km	43,460	50,250	68,220	90,260
190km	45,190	52,250	70,960	93,940
200km	46,930	54,250	73,700	97,630
200kmを超えて500km				

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3, 830	4, 380	5, 850	7, 800
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	9, 580	10, 950	14, 620	19, 490

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3, 450	3, 950	5, 400	7, 250
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8, 620	9, 890	13, 490	18, 130

中部運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14, 550	16, 770	21, 550	27, 550
20km	16, 360	18, 880	24, 460	31, 480
30km	18, 170	20, 990	27, 370	35, 420
40km	19, 980	23, 100	30, 280	39, 360
50km	21, 790	25, 210	33, 200	43, 300
60km	23, 600	27, 320	36, 110	47, 240
70km	25, 420	29, 430	39, 020	51, 170
80km	27, 230	31, 540	41, 930	55, 110
90km	29, 040	33, 650	44, 840	59, 050
100km	30, 850	35, 760	47, 750	62, 990
110km	32, 660	37, 830	50, 580	66, 790
120km	34, 460	39, 910	53, 400	70, 590
130km	36, 270	41, 990	56, 220	74, 390
140km	38, 080	44, 070	59, 040	78, 190
150km	39, 880	46, 150	61, 870	81, 990
160km	41, 690	48, 220	64, 690	85, 790
170km	43, 490	50, 300	67, 510	89, 600
180km	45, 300	52, 380	70, 330	93, 400
190km	47, 100	54, 460	73, 160	97, 200
200km	48, 910	56, 530	75, 980	101, 000
200kmを超えて500km				

近畿運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15, 060	17, 060	22, 070	27, 890
20km	16, 920	19, 190	25, 020	31, 870
30km	18, 780	21, 330	27, 980	35, 840
40km	20, 630	23, 460	30, 940	39, 810
50km	22, 490	25, 600	33, 900	43, 780
60km	24, 350	27, 730	36, 850	47, 760
70km	26, 200	29, 870	39, 810	51, 730
80km	28, 060	32, 000	42, 770	55, 700
90km	29, 920	34, 140	45, 730	59, 670
100km	31, 770	36, 280	48, 680	63, 650
110km	33, 620	38, 380	51, 550	67, 490
120km	35, 470	40, 490	54, 420	71, 330
130km	37, 320	42, 600	57, 290	75, 170
140km	39, 170	44, 700	60, 160	79, 010
150km	41, 020	46, 810	63, 030	82, 850
160km	42, 870	48, 920	65, 890	86, 690
170km	44, 720	51, 030	68, 760	90, 530
180km	46, 570	53, 130	71, 630	94, 370
190km	48, 420	55, 240	74, 500	98, 210
200km	50, 270	57, 350	77, 370	102, 050
200kmを超えて500km				

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8,990	10,300	13,910	18,700

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	9,210	10,450	14,130	18,900

中国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,850	16,160	21,030	26,410
20km	15,610	18,220	23,900	30,260
30km	17,360	20,280	26,770	34,110
40km	19,120	22,330	29,640	37,950
50km	20,870	24,390	32,510	41,800
60km	22,630	26,450	35,380	45,650
70km	24,380	28,510	38,250	49,500
80km	26,140	30,570	41,120	53,340
90km	27,900	32,630	43,990	57,190
100km	29,650	34,690	46,860	61,040
110km	31,400	36,710	49,630	64,740
120km	33,140	38,730	52,390	68,450
130km	34,880	40,750	55,160	72,160
140km	36,630	42,770	57,930	75,860
150km	38,370	44,790	60,700	79,570
160km	40,110	46,810	63,470	83,270
170km	41,860	48,830	66,240	86,980
180km	43,600	50,850	69,010	90,690
190km	45,340	52,870	71,780	94,390
200km	47,090	54,890	74,550	98,100
200kmを超えて500km				

四国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,180	15,690	20,470	26,010
20km	14,880	17,710	23,290	29,820
30km	16,580	19,730	26,120	33,640
40km	18,280	21,750	28,940	37,450
50km	19,980	23,770	31,760	41,270
60km	21,680	25,790	34,590	45,080
70km	23,380	27,810	37,410	48,890
80km	25,080	29,830	40,240	52,710
90km	26,780	31,850	43,060	56,520
100km	28,480	33,870	45,880	60,330
110km	30,170	35,850	48,600	64,000
120km	31,860	37,830	51,320	67,660
130km	33,550	39,800	54,040	71,320
140km	35,230	41,780	56,760	74,990
150km	36,920	43,760	59,480	78,650
160km	38,610	45,730	62,200	82,310
170km	40,300	47,710	64,920	85,980
180km	41,990	49,690	67,640	89,640
190km	43,670	51,660	70,360	93,300
200km	45,360	53,640	73,080	96,970
200kmを超えて500km				

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8,670	9,990	13,620	18,220

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,360	3,910	5,350	7,190
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8,390	9,770	13,360	17,990

九州運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,450	15,730	20,470	26,120
20km	15,170	17,750	23,290	29,940
30km	16,890	19,780	26,110	33,750
40km	18,610	21,800	28,930	37,570
50km	20,330	23,820	31,750	41,390
60km	22,050	25,840	34,580	45,210
70km	23,770	27,870	37,400	49,020
80km	25,490	29,890	40,220	52,840
90km	27,210	31,910	43,040	56,660
100km	28,930	33,930	45,860	60,470
110km	30,630	35,910	48,580	64,140
120km	32,340	37,900	51,300	67,810
130km	34,050	39,880	54,020	71,480
140km	35,750	41,860	56,740	75,150
150km	37,460	43,840	59,460	78,820
160km	39,170	45,820	62,180	82,490
170km	40,870	47,800	64,900	86,160
180km	42,580	49,780	67,620	89,830
190km	44,290	51,760	70,340	93,500
200km	45,990	53,740	73,060	97,170
200kmを超えて500km				

沖縄総合事務局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
5km	11,600	13,430	17,670	22,870
10km	12,410	14,380	19,020	24,720
20km	14,050	16,300	21,720	28,430
30km	15,680	18,210	24,430	32,140
40km	17,320	20,130	27,140	35,840
50km	18,960	22,040	29,840	39,550
60km	20,600	23,960	32,550	43,260
70km	22,240	25,870	35,250	46,970
80km	23,870	27,790	37,960	50,680
90km	25,510	29,710	40,670	54,390
100km	27,150	31,620	43,370	58,100
110km	28,770	33,490	45,970	61,650
120km	30,380	35,360	48,570	65,200
130km	32,000	37,230	51,170	68,750
140km	33,610	39,090	53,770	72,300
150km	35,230	40,960	56,370	75,850
160km	36,840	42,830	58,970	79,400
170km	38,460	44,700	61,570	82,950
180km	40,070	46,570	64,170	86,500
190km	41,690	48,430	66,770	90,050
200km	43,300	50,300	69,370	93,600

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,390	3,920	5,350	7,210
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8,480	9,800	13,380	18,020

200kmを超えて10km を増すごとに加算する 金額	1,600	1,850	2,560	3,480
-----------------------------------	-------	-------	-------	-------

Ⅱ 時間制運賃表

(単位：円)

種別			車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
			局別	(2 tクラス)	(4 tクラス)	(10 t クラス)	(20 t クラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
			沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
			九州	20,260	24,440	32,320	41,820
			沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830
			北海道	350	410	630	930
			東北	340	410	630	920

加 算	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	関東	350	410	630	930
		北陸信越	340	410	630	920
		中部	340	410	630	920
		近畿	340	410	630	920
		中国	340	410	630	920
		四国	340	410	630	920
		九州	340	400	630	920
		沖縄	340	410	630	920
額	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にはわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）	北海道	2,790	2,930	3,150	3,700
		東北	2,780	2,910	3,130	3,680
		関東	3,710	3,890	4,180	4,920
		北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970
		中部	3,310	3,480	3,740	4,400
		近畿	3,430	3,600	3,870	4,550
		中国	3,060	3,210	3,450	4,060
		四国	2,890	3,030	3,260	3,830
		九州	2,940	3,090	3,320	3,900
沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380		

III 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

$$(\text{車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金}) \div \{ (\text{最大積載個数又は重量}) \times \text{基準積載率} (\text{〇〇}\%) \}$$

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

IV 運賃割増率

【速達割増等】

次の（１）又は（２）に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該（１）又は（２）に掲げる割増率を適用することができる。

ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

(1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 ○割

(2) 有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について○割以上

※○は、各運送事業者において設定するものとする。

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、○割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車		小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車		トレーラーの4割
セメントバルク車		大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車		大型車の2割
コンクリートミキサー車		大型車の2割
タンク車	石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの3割
	化成品輸送車	大型車又はトレーラーの4割
	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの5割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、5割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る	2割
-------------------------	----

V 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合	2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

において30分までごとに発生する金額				
--------------------	--	--	--	--

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

車種別 時間／内容		小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト 又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080円	2,180円	2,340円	2,750円
	手積みの場合	2,000円	2,100円	2,260円	2,650円
Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト 又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490円	2,610円	2,810円	3,300円
	手積みの場合	2,400円	2,520円	2,710円	3,180円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基 準 価 格：120.00円/L （※）

改定の刻み幅：5.00円/L

改 定 条 件：改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃 止 条 件：軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式：（距離制運賃）

走行距離（km）÷車両燃費（km/L）×算出上の燃料価格上昇額（円/L）

（時間制運賃）

平均走行距離（km）÷車両燃費（km/L）×算出上の燃料価格上昇額（円/L）

（個建運賃）

1 個又は1 重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年 5 月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格				燃料サーチャージ 算出上の代表価格		燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額	
基準価格				120.00 円/L		－	
～		120.00	円/L	廃止			
120.00	超	～	125.00	円/L	122.50	円/L	2.50 円/L
125.00	超	～	130.00	円/L	127.50	円/L	7.50 円/L
130.00	超	～	135.00	円/L	132.50	円/L	12.50 円/L
135.00	超	～	140.00	円/L	137.50	円/L	17.50 円/L
140.00	超	～	145.00	円/L	142.50	円/L	22.50 円/L
145.00	超	～	150.00	円/L	147.50	円/L	27.50 円/L
150.00	超	～	155.00	円/L	152.50	円/L	32.50 円/L
155.00	超	～	160.00	円/L	157.50	円/L	37.50 円/L
160.00	超	～	165.00	円/L	162.50	円/L	42.50 円/L
165.00	超	～	170.00	円/L	167.50	円/L	47.50 円/L

170.00	超	～	175.00	円/L	172.50	円/L	52.50	円/L
175.00	超	～	180.00	円/L	177.50	円/L	57.50	円/L
180.00	超	～	185.00	円/L	182.50	円/L	62.50	円/L
185.00	超	～	190.00	円/L	187.50	円/L	67.50	円/L
190.00	超	～	195.00	円/L	192.50	円/L	72.50	円/L
195.00	超	～	200.00	円/L	197.50	円/L	77.50	円/L
200.00	超	～	205.00	円/L	202.50	円/L	82.50	円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、（算出上の代表価格－基準価格）とした。

※軽油価格が205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（2 t クラス）	〇〇km/L
中型車（4 t クラス）	〇〇km/L
大型車（10 t クラス）	〇〇km/L
トレーラー（20 t クラス）	〇〇km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8 時間制	4 時間制
小型車（2 t クラス）	100km	50km
中型車（4 t クラス）	130km	60km
大型車（10 t クラス）	130km	60km
トレーラー（20 t クラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示
(令和 6 年 3 月 22 日国土交通省告示第 210 号)
による改正後の標準貨物自動車運送約款 (抜粋)

(運送の申込み)

第六条 当店で貨物の運送を申込み者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
- 三 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時
- 四 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）
- 五 運送の扱種別
- 六 運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法
- 七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 八 高価品については、貨物の種類及び価額
- 九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
- 十 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
- 十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨
- 十二 特約事項があるときは、その内容
- 十三 本約款の内容について承諾する旨
- 十四 その他その貨物の運送に関し必要な事項

- 2 前項において、当店で電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

(運送の引受け)

第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

- 一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時
 - 二 運賃、料金等の額
- 2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

「標準的な運賃」のポイント

- 平成30年貨物自動車運送事業法により、事業者が自社の適正な運賃を算出し、**荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標**として活用いただくための「標準的な運賃」制度を創設。
- 令和2年4月に告示した「標準的な運賃」では、**運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年**、一般的な利潤（自己資本金の10%）などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- 運送事業者が**自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要**。

「標準的な運賃」のイメージ

【距離制運賃】

関東運輸局 (単位:円)				
キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,770	

【時間制運賃】

50km		23, 040	26, 480	33, 7
200km		50, 270	57, 860	74, 8
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3, 630	4, 140	5, 37	
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9, 070	10, 360	13, 4	

II 時間制運賃表							(単位: 円)
種 別		車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
		局 別					
基 礎	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
額	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130

料金等

- ◆ 割増 ⇒ 冷蔵・冷凍車、休日、深夜・早朝の割増を設定
- ◆ 待機時間料 ⇒ 30分を超える場合に30分ごとの金額を設定
- ◆ 積込料、取卸料、附帯業務料 ⇒ 積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合に、運賃とは別に料金として収受
- ◆ 実費 ⇒ 有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合に、運賃とは別に実費として収受
- ◆ 燃料サーチャージ ⇒ 算出方法を設定

導入のプロセス

STEP 1 標準的な運賃制度を理解する

STEP 2 自社で運賃を計算する

STEP 3 荷主と運賃を交渉する

STEP 4 運賃の事後届出を行う

届出率：58.3%
(令和6年1月末時点)

運賃交渉を行ったトラック事業者：約69%
うち、荷主から一定の理解を得られた事業者：約63%
⇒ 事業者全体のうち運賃交渉について荷主から一定の理解を得られた事業者は約43%
(出典) 国土交通省「標準的な運賃に係る実態調査（令和4年度）」

○国土交通省告示第二百九号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）附則第一条の三第一項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。なお、令和二年国土交通省告示第五百七十五号（一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件）及び令和五年国土交通省告示第四百七十七号（一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（燃料サーチャージの算出方法等）を定めた件）は廃止する。

令和六年三月二十二日

国土交通大臣 宮藤 鉄夫

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位：円)				
車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,220	15,340	20,190	25,740
20km	14,930	17,340	23,000	29,550
30km	16,640	19,340	25,810	33,350
40km	18,340	21,340	28,620	37,160
50km	20,050	23,330	31,430	40,960
60km	21,760	25,330	34,240	44,770
70km	23,470	27,330	37,040	48,570
80km	25,180	29,330	39,850	52,380
90km	26,890	31,330	42,660	56,180
100km	28,600	33,330	45,470	59,990
110km	30,290	35,280	48,170	63,640
120km	31,980	37,230	50,870	67,290
130km	33,670	39,180	53,580	70,940
140km	35,360	41,140	56,280	74,590
150km	37,050	43,090	58,980	78,240
160km	38,730	45,040	61,680	81,890
170km	40,420	47,000	64,380	85,540
180km	42,110	48,950	67,080	89,190
190km	43,800	50,900	69,790	92,840
200km	45,490	52,850	72,490	96,490
200kmを超えて500km				

東北運輸局

(単位：円)				
車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,180	15,360	19,930	25,570
20km	14,890	17,360	22,720	29,350
30km	16,590	19,360	25,500	33,130
40km	18,290	21,350	28,280	36,920
50km	19,990	23,350	31,060	40,700
60km	21,700	25,340	33,840	44,480
70km	23,400	27,340	36,630	48,260
80km	25,100	29,340	39,410	52,040
90km	26,800	31,330	42,190	55,820
100km	28,510	33,330	44,970	59,600
110km	30,190	35,280	47,650	63,230
120km	31,870	37,230	50,330	66,860
130km	33,550	39,180	53,010	70,490
140km	35,230	41,120	55,690	74,120
150km	36,910	43,070	58,360	77,740
160km	38,600	45,020	61,040	81,370
170km	40,280	46,970	63,720	85,000
180km	41,960	48,920	66,400	88,630
190km	43,640	50,870	69,080	92,260
200km	45,320	52,820	71,760	95,890
200kmを超えて500km				

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,350	3,860	5,310	7,170
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8,380	9,650	13,270	17,920

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,340	3,850	5,260	7,120
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8,340	9,630	13,160	17,810

関東運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (２tクラス)	中型車 (４tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
40km	21,550	24,890	32,200	41,320
50km	23,480	27,130	35,250	45,400
60km	25,400	29,360	38,300	49,480
70km	27,320	31,590	41,340	53,570
80km	29,240	33,830	44,390	57,650
90km	31,160	36,060	47,440	61,730
100km	33,080	38,290	50,480	65,810
110km	35,010	40,500	53,450	69,770
120km	36,930	42,710	56,410	73,720
130km	38,850	44,920	59,370	77,680
140km	40,770	47,120	62,330	81,640
150km	42,690	49,330	65,300	85,590
160km	44,620	51,540	68,260	89,550
170km	46,540	53,740	71,220	93,500
180km	48,460	55,950	74,190	97,460
190km	50,380	58,160	77,150	101,420
200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて500km				

北陸信越運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (２tクラス)	中型車 (４tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,800	15,900	20,690	26,240
20km	15,550	17,940	23,530	30,070
30km	17,310	19,980	26,380	33,910
40km	19,060	22,020	29,220	37,740
50km	20,810	24,060	32,060	41,580
60km	22,560	26,100	34,900	45,410
70km	24,310	28,140	37,750	49,240
80km	26,070	30,180	40,590	53,080
90km	27,820	32,220	43,430	56,910
100km	29,570	34,260	46,270	60,740
110km	31,310	36,260	49,020	64,430
120km	33,040	38,260	51,760	68,120
130km	34,780	40,250	54,500	71,810
140km	36,510	42,250	57,240	75,500
150km	38,250	44,250	59,990	79,190
160km	39,980	46,250	62,730	82,880
170km	41,720	48,250	65,470	86,570
180km	43,460	50,250	68,220	90,260
190km	45,190	52,250	70,960	93,940
200km	46,930	54,250	73,700	97,630
200kmを超えて500km				

まで20kmを増すごと に加算する金額	3, 830	4, 380	5, 850	7, 800
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9, 580	10, 950	14, 620	19, 490

まで20kmを増すごと に加算する金額	3, 450	3, 950	5, 400	7, 250
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8, 620	9, 890	13, 490	18, 130

中部運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14, 550	16, 770	21, 550	27, 550
20km	16, 360	18, 880	24, 460	31, 480
30km	18, 170	20, 990	27, 370	35, 420
40km	19, 980	23, 100	30, 280	39, 360
50km	21, 790	25, 210	33, 200	43, 300
60km	23, 600	27, 320	36, 110	47, 240
70km	25, 420	29, 430	39, 020	51, 170
80km	27, 230	31, 540	41, 930	55, 110
90km	29, 040	33, 650	44, 840	59, 050
100km	30, 850	35, 760	47, 750	62, 990
110km	32, 660	37, 830	50, 580	66, 790
120km	34, 460	39, 910	53, 400	70, 590
130km	36, 270	41, 990	56, 220	74, 390
140km	38, 080	44, 070	59, 040	78, 190
150km	39, 880	46, 150	61, 870	81, 990
160km	41, 690	48, 220	64, 690	85, 790
170km	43, 490	50, 300	67, 510	89, 600
180km	45, 300	52, 380	70, 330	93, 400
190km	47, 100	54, 460	73, 160	97, 200
200km	48, 910	56, 530	75, 980	101, 000
200kmを超えて500km				

近畿運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15, 060	17, 060	22, 070	27, 890
20km	16, 920	19, 190	25, 020	31, 870
30km	18, 780	21, 330	27, 980	35, 840
40km	20, 630	23, 460	30, 940	39, 810
50km	22, 490	25, 600	33, 900	43, 780
60km	24, 350	27, 730	36, 850	47, 760
70km	26, 200	29, 870	39, 810	51, 730
80km	28, 060	32, 000	42, 770	55, 700
90km	29, 920	34, 140	45, 730	59, 670
100km	31, 770	36, 280	48, 680	63, 650
110km	33, 620	38, 380	51, 550	67, 490
120km	35, 470	40, 490	54, 420	71, 330
130km	37, 320	42, 600	57, 290	75, 170
140km	39, 170	44, 700	60, 160	79, 010
150km	41, 020	46, 810	63, 030	82, 850
160km	42, 870	48, 920	65, 890	86, 690
170km	44, 720	51, 030	68, 760	90, 530
180km	46, 570	53, 130	71, 630	94, 370
190km	48, 420	55, 240	74, 500	98, 210
200km	50, 270	57, 350	77, 370	102, 050
200kmを超えて500km				

まで20kmを増すごと に加算する金額	3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,990	10,300	13,910	18,700

まで20kmを増すごと に加算する金額	3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,210	10,450	14,130	18,900

中国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,850	16,160	21,030	26,410
20km	15,610	18,220	23,900	30,260
30km	17,360	20,280	26,770	34,110
40km	19,120	22,330	29,640	37,950
50km	20,870	24,390	32,510	41,800
60km	22,630	26,450	35,380	45,650
70km	24,380	28,510	38,250	49,500
80km	26,140	30,570	41,120	53,340
90km	27,900	32,630	43,990	57,190
100km	29,650	34,690	46,860	61,040
110km	31,400	36,710	49,630	64,740
120km	33,140	38,730	52,390	68,450
130km	34,880	40,750	55,160	72,160
140km	36,630	42,770	57,930	75,860
150km	38,370	44,790	60,700	79,570
160km	40,110	46,810	63,470	83,270
170km	41,860	48,830	66,240	86,980
180km	43,600	50,850	69,010	90,690
190km	45,340	52,870	71,780	94,390
200km	47,090	54,890	74,550	98,100
200kmを超えて500km				

四国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,180	15,690	20,470	26,010
20km	14,880	17,710	23,290	29,820
30km	16,580	19,730	26,120	33,640
40km	18,280	21,750	28,940	37,450
50km	19,980	23,770	31,760	41,270
60km	21,680	25,790	34,590	45,080
70km	23,380	27,810	37,410	48,890
80km	25,080	29,830	40,240	52,710
90km	26,780	31,850	43,060	56,520
100km	28,480	33,870	45,880	60,330
110km	30,170	35,850	48,600	64,000
120km	31,860	37,830	51,320	67,660
130km	33,550	39,800	54,040	71,320
140km	35,230	41,780	56,760	74,990
150km	36,920	43,760	59,480	78,650
160km	38,610	45,730	62,200	82,310
170km	40,300	47,710	64,920	85,980
180km	41,990	49,690	67,640	89,640
190km	43,670	51,660	70,360	93,300
200km	45,360	53,640	73,080	96,970
200kmを超えて500km				

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3, 470	4, 000	5, 450	7, 290
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8, 670	9, 990	13, 620	18, 220

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3, 360	3, 910	5, 350	7, 190
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8, 390	9, 770	13, 360	17, 990

九州運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13, 450	15, 730	20, 470	26, 120
20km	15, 170	17, 750	23, 290	29, 940
30km	16, 890	19, 780	26, 110	33, 750
40km	18, 610	21, 800	28, 930	37, 570
50km	20, 330	23, 820	31, 750	41, 390
60km	22, 050	25, 840	34, 580	45, 210
70km	23, 770	27, 870	37, 400	49, 020
80km	25, 490	29, 890	40, 220	52, 840
90km	27, 210	31, 910	43, 040	56, 660
100km	28, 930	33, 930	45, 860	60, 470
110km	30, 630	35, 910	48, 580	64, 140
120km	32, 340	37, 900	51, 300	67, 810
130km	34, 050	39, 880	54, 020	71, 480
140km	35, 750	41, 860	56, 740	75, 150
150km	37, 460	43, 840	59, 460	78, 820
160km	39, 170	45, 820	62, 180	82, 490
170km	40, 870	47, 800	64, 900	86, 160
180km	42, 580	49, 780	67, 620	89, 830
190km	44, 290	51, 760	70, 340	93, 500
200km	45, 990	53, 740	73, 060	97, 170
200kmを超えて500km				

沖縄総合事務局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
5km	11, 600	13, 430	17, 670	22, 870
10km	12, 410	14, 380	19, 020	24, 720
20km	14, 050	16, 300	21, 720	28, 430
30km	15, 680	18, 210	24, 430	32, 140
40km	17, 320	20, 130	27, 140	35, 840
50km	18, 960	22, 040	29, 840	39, 550
60km	20, 600	23, 960	32, 550	43, 260
70km	22, 240	25, 870	35, 250	46, 970
80km	23, 870	27, 790	37, 960	50, 680
90km	25, 510	29, 710	40, 670	54, 390
100km	27, 150	31, 620	43, 370	58, 100
110km	28, 770	33, 490	45, 970	61, 650
120km	30, 380	35, 360	48, 570	65, 200
130km	32, 000	37, 230	51, 170	68, 750
140km	33, 610	39, 090	53, 770	72, 300
150km	35, 230	40, 960	56, 370	75, 850
160km	36, 840	42, 830	58, 970	79, 400
170km	38, 460	44, 700	61, 570	82, 950
180km	40, 070	46, 570	64, 170	86, 500
190km	41, 690	48, 430	66, 770	90, 050
200km	43, 300	50, 300	69, 370	93, 600

まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,390	3,920	5,350	7,210
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	8,480	9,800	13,380	18,020

200kmを超えて10km を増すごとに加算する 金額	1,600	1,850	2,560	3,480
-----------------------------------	-------	-------	-------	-------

Ⅱ 時間制運賃表

(単位：円)

種別			車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
			局別	(2 tクラス)	(4 tクラス)	(10 t クラス)	(20 t クラス)
基 							

加 <
--

III 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

$$(\text{車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金}) \div \{ (\text{最大積載個数又は重量}) \times \text{基準積載率} (\text{〇〇}\%) \}$$

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

IV 運賃割増率

【速達割増等】

次の（１）又は（２）に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該（１）又は（２）に掲げる割増率を適用することができる。

ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

(1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 ○割

(2) 有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について○割以上

※○は、各運送事業者において設定するものとする。

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、○割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車		小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車		トレーラーの4割
セメントバルク車		大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車		大型車の2割
コンクリートミキサー車		大型車の2割
タンク車	石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの3割
	化成品輸送車	大型車又はトレーラーの4割
	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの5割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、5割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る	2割
-------------------------	----

V 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合	2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

において30分までごとに発生する金額				
--------------------	--	--	--	--

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

車種別 時間／内容		小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト 又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080円	2,180円	2,340円	2,750円
	手積みの場合	2,000円	2,100円	2,260円	2,650円
Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト 又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490円	2,610円	2,810円	3,300円
	手積みの場合	2,400円	2,520円	2,710円	3,180円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基 準 価 格：120.00円/L （※）

改定の刻み幅：5.00円/L

改 定 条 件：改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃 止 条 件：軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式：（距離制運賃）

走行距離（km）÷車両燃費（km/L）×算出上の燃料価格上昇額（円/L）

（時間制運賃）

平均走行距離（km）÷車両燃費（km/L）×算出上の燃料価格上昇額（円/L）

（個建運賃）

1 個又は1 重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年 5 月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格				燃料サーチャージ 算出上の代表価格		燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額	
基準価格				120.00 円/L		－	
～ 120.00 円/L				廃止			
120.00	超	～	125.00 円/L	122.50 円/L	2.50 円/L		
125.00	超	～	130.00 円/L	127.50 円/L	7.50 円/L		
130.00	超	～	135.00 円/L	132.50 円/L	12.50 円/L		
135.00	超	～	140.00 円/L	137.50 円/L	17.50 円/L		
140.00	超	～	145.00 円/L	142.50 円/L	22.50 円/L		
145.00	超	～	150.00 円/L	147.50 円/L	27.50 円/L		
150.00	超	～	155.00 円/L	152.50 円/L	32.50 円/L		
155.00	超	～	160.00 円/L	157.50 円/L	37.50 円/L		
160.00	超	～	165.00 円/L	162.50 円/L	42.50 円/L		
165.00	超	～	170.00 円/L	167.50 円/L	47.50 円/L		

170.00	超	～	175.00	円/L	172.50	円/L	52.50	円/L
175.00	超	～	180.00	円/L	177.50	円/L	57.50	円/L
180.00	超	～	185.00	円/L	182.50	円/L	62.50	円/L
185.00	超	～	190.00	円/L	187.50	円/L	67.50	円/L
190.00	超	～	195.00	円/L	192.50	円/L	72.50	円/L
195.00	超	～	200.00	円/L	197.50	円/L	77.50	円/L
200.00	超	～	205.00	円/L	202.50	円/L	82.50	円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、（算出上の代表価格－基準価格）とした。

※軽油価格が205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（2 t クラス）	〇〇km/L
中型車（4 t クラス）	〇〇km/L
大型車（10 t クラス）	〇〇km/L
トレーラー（20 t クラス）	〇〇km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8 時間制	4 時間制
小型車（2 t クラス）	100km	50km
中型車（4 t クラス）	130km	60km
大型車（10 t クラス）	130km	60km
トレーラー（20 t クラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の 1 2 の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて 1 年に 1 回や半年に 1 回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示
(令和 6 年 3 月 22 日国土交通省告示第 210 号)
による改正後の標準貨物自動車運送約款 (抜粋)

(運送の申込み)

第六条 当店で貨物の運送を申込み者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
- 三 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時
- 四 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）
- 五 運送の扱種別
- 六 運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法
- 七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 八 高価品については、貨物の種類及び価額
- 九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
- 十 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
- 十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨
- 十二 特約事項があるときは、その内容
- 十三 本約款の内容について承諾する旨
- 十四 その他その貨物の運送に関し必要な事項

- 2 前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

(運送の引受け)

第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

- 一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時
 - 二 運賃、料金等の額
- 2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。